豊川市パートナーシップ宣誓制度
ガイドブック

人権広報大使©いなりん

豊川市

令和5（2023）年10月 17 日

目　次

１　豊川市パートナーシップ宣誓制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.１

２　パートナーシップの宣誓をすることができる方・・・・・・・・・・・・Ｐ.１

３　パートナーシップの宣誓手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.３

４　パートナーシップの宣誓時に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.４

５　通称名の使用を希望する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.５

６　パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付・返還・・・・・・・・・・Ｐ.５

７　パートナーシップの無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.６

８　Ｑ＆Ａ・・Ｐ.７

参考（豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）

1　豊川市パートナーシップ宣誓制度とは　【要綱第２条】

「豊川市パートナーシップ宣誓制度」とは、一方又は双方が性的マイノリティである２人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、豊川市長がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。

2　パートナーシップの宣誓をすることができる方【要綱第３条】

次のすべての要件を満たしている必要があります。

(1)　成年に達していること

満18歳以上の方（民法の改正により、令和4（2022）年4月1日から「満18歳以上」になりました。）

(2)　少なくともどちらか１人が豊川市民であること（転入予定を含む）

２人のうち、少なくともどちらか1人が豊川市内に住所を有している方、また、２人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が宣誓の日から3か月以内に豊川市内への転入を予定している方

(3)　配偶者がいないこと（結婚していないこと）

配偶者（事実婚の関係にある者を含みます。）がいる方は、宣誓をすることができません。

(4)　宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

共に宣誓をしようとするパートナーの他にパートナーシップ関係のある方は、宣誓をすることができません。

(5)　宣誓者同士が近親者でないこと（２ページ図を参照）

民法第 734 条から第 736 条に定められている婚姻をすることができない関

係（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）にある方は、宣誓をすることができません。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。
※近親者間での養子縁組は対象となりません。

【パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者（近親者）】

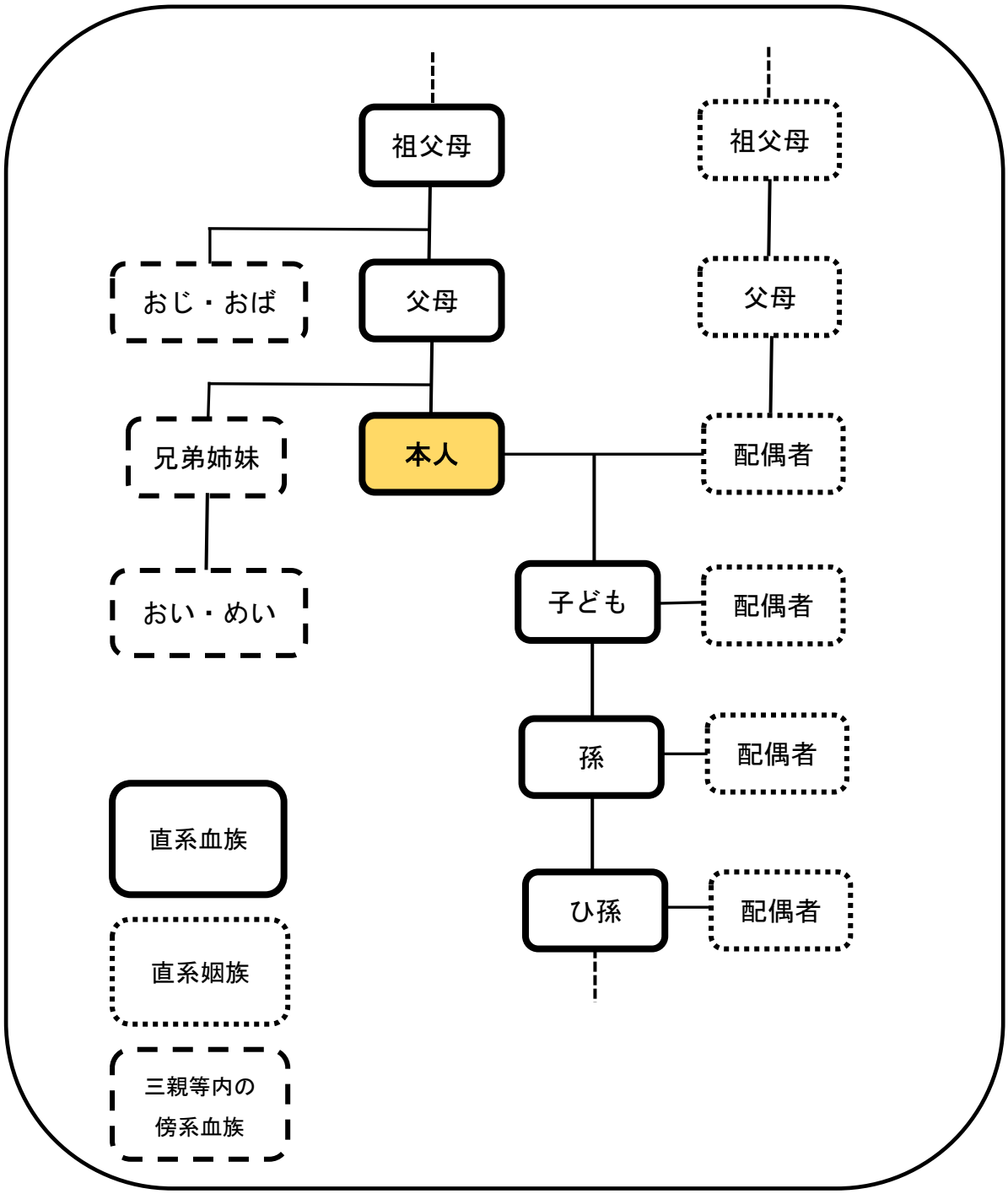

３　パートナーシップの宣誓手続の流れ　【要綱第４条】

① 電話又はメールで事前予約

事前に人権生活安全課まで電話又はメールでご連絡ください。
宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認などを行います。
※豊橋市・蒲郡市・新城市・田原市の4市と連携協定を結んでいます。
上記4市のいずれかから豊川市へ転入される方は、その旨をお伝えください。
※愛知県内で同様の制度を実施している17自治体と連携協定を結んでいます。
県内の市町村から豊川市へ転入される方は、その旨をお伝えください。

【予約の際に以下のことをお伝えください】

- ２人の氏名、生年月日、住所、電話番号
- 宣誓希望日時
  ご希望に応じて、個室を用意いたしますので、ご相談ください。

【連絡先】豊川市役所　人権生活安全課
電話：0533－89－2149
受付日時：月曜～金曜　８時３０分～17 時 15 分
（祝日、12 月 29 日～1 月３日を除く。）
Ｅメール：jinken@city.toyokawa.lg.jp

② パートナーシップの宣誓

予約した日時・場所にパートナーの2人でお越しください。
必要書類（4ページ「パートナーシップの宣誓時に必要なもの【要綱第4条】参照」）をご持参ください。
本人確認書類を提示してください。

【対応時間】
月曜～金曜　９時～１７時
（祝日、12 月 29 日～1 月３日を除く）
【宣誓場所】
豊川市役所　人権生活安全課（北庁舎２階）
※ご希望に応じて個室での対応も可能です。

③ パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

要件を満たしている場合、パートナーシップ宣誓書受領証を2人に1部ずつ交付します。希望により、パートナーシップ宣誓書受領証カードを交付します。（交付までに1週間程度）
交付準備ができたらご連絡します。本人確認書類を持参のうえ、受取りにお越しください。（宣誓者どちらか1人でも構いません。）

4　パートナーシップの宣誓時に必要なもの　【要綱第４条】

(1)パートナーシップ宣誓書（様式第１号）

〇宣誓書は、宣誓をしようとする方が自ら記入してください。
〇通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの（郵便物や各種会員証、社員証等）をご持参ください。（5ページ「通称名の使用を希望する場合【要綱第5条】」参照）
〇宣誓を行う2人の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できない場合は、2人の立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

(2)住民票の写し又は住民票記載事項証明書

〇3か月以内に発行されたものを1人1通ずつお持ちください。ただし、宣誓する2人が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。
〇住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
マイナンバー（個人番号）の表示がないものをご提出ください。
〇3か月以内に豊川市に転入予定の場合は、転入することが分かる書類をお持ちください。（例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書）

(3)配偶者がいないことを証明する書類

〇3か月以内に発行された戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書等を1人1通ずつお持ちください。
〇戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
〇外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの（日本語訳添付）

(4)本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限ります）

1つの提示で足りるもの(顔写真付き)	2つの提示が必要なもの(顔写真無し)
・マイナンバーカード(個人番号カード) ・運転免許証 ・パスポート(旅券) ・在留カード ・国、地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）	・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証 ・年金手帳、年金証書 ・その他、国、地方公共団体が発行したもの

5　通称名の使用を希望する場合　【要綱第５条】

〇性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
〇通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)をご持参ください。
〇パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードには表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

6　パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付・返還　【要綱第9条・第 10 条】

(1)受領証等の再交付（様式第４号）

〇受領証等の紛失や毀損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、受領証等を再交付します。
〇毀損、汚損による再交付の場合は、既に交付している受領証等をパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)に添付して提出してください。
〇氏名等の変更による再交付の場合は、既に交付している受領証等及び変更内容の分かる書類を再交付申請書に添付して提出してください。
〇電話又はメールで豊川市役所人権生活安全課まで事前予約をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類の確認を行います。

⑵受領証等の返還（様式第５号）

〇次の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付して提出してください。

① パートナーシップが解消されたとき
② 双方が豊川市内に住所を有しなくなったとき（※）
③ その他、1ページ「2　パートナーシップの宣誓をすることができる方」に該当しなくなったとき
④ パートナーが亡くなったとき

〇電話又はメールで豊川市役所人権生活安全課まで事前予約をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類（住民票の写し、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、死亡診断書等）の確認を行います。

（※）自治体間連携による手続きの簡略化について【要綱第 11 条より】

豊川市が連携協定を結んでいる自治体へ転出される場合、豊川市への宣誓書受領証等の返還手続きが不要となります。（転入先の自治体への提出が必要）
また、転入先自治体での宣誓（届出）手続きが一部簡略化される場合がありますので、詳しくは転入先自治体へお問い合わせください。

連携協定締結済み自治体　一覧（令和５年10月 17 日時点）

名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	半田市	春日井市
豊田市	西尾市	蒲郡市	新城市	東海市	大府市
知立市	日進市	田原市	長久手市	幸田市	

・宣誓（届出）の要件が異なる場合、手続きができない場合がございます。

7　パートナーシップの無効　【要綱第 12 条】

〇次の場合は、パートナーシップの宣誓が無効となりますので、交付した受領証等を返還していただきます。

① 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき
② 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき

８　Ｑ&Ａ

Ｑ１　パートナーシップ制度と婚姻はどう違うのですか。

Ａ　婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。

一方、豊川市のパートナーシップ宣誓制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Ｑ２　法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

Ａ　この制度は2人がパートナーシップを形成することを尊重するものです。豊川市では、この制度を導入することにより、多様な性への理解促進を図っていきたいと考えています。

Ｑ３　豊川市民でないと宣誓をすることができませんか。

Ａ　少なくとも2人のうち1人が市内に住所を有しているか、双方が市内に住所を有していなくても2人又はどちらか1人が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している場合は、宣誓できます。市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類（転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書等）の提出が必要となります。

Ｑ４　３か月以内に市内への転入を予定している場合で、まだ賃貸借契約等をしていない場合は、どのように証明すれば良いでしょうか。

Ａ　宣誓の日から3か月以内に住民票の写し、賃貸借契約書等を提出してください。提出がない場合は、発行した受領証等を返還していただきます。

Ｑ５　同居している必要はありますか。

Ａ　同居は求めていません。豊川市が行うパートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係であって、少なくとも宣誓者のどちらか一方が豊川市在住を要件としていますが、同居につきましては、様々な要因で同居できない場合もあると思いますので、同居している必要はありません。

Ｑ６　戸籍上同性ではない事実婚の方もパートナーシップの宣誓ができますか。

Ａ　豊川市のパートナーシップ宣誓制度では対象にしていません。戸籍上同性ではない事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり違うと認識しています。

本制度は、婚姻に準じるような法的効力を有しませんが、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係を社会的に認めてほしいという気持ちを尊重し、導入するものです。

Ｑ７　養子縁組をしている場合も宣誓できるとなっていますが、なぜですか。

Ａ　性的マイノリティの方の中には、同性では婚姻ができないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ宣誓ができることとしました。

Ｑ８　外国籍でもパートナーシップの宣誓はできますか。

Ａ　外国籍の方も、2人又はどちらか1人が豊川市民である、または豊川市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類のうち、独身であることを確認できる書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）などに日本語訳を添えてご提出ください。

Ｑ９　外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

Ａ　日本国内では、婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Ｑ１０　パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

Ａ　宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Ｑ１１　宣誓の際は個別に対応してくれますか。

Ａ　ご希望に応じて個室で対応します。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。

Ｑ１２　２人で行かないと宣誓できませんか。

Ａ　本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Ｑ１３　郵送やメールでのパートナーシップ宣誓はできますか。

Ａ　郵送やメールでの宣誓は行っておりません。本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Ｑ１４　他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

Ａ　代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の2人がそろってお越しください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、2人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Ｑ１５　通称名を使用できますか。

Ａ　性別違和等の理由により、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、その通称名を日常生活において使用することが確認できるもの（通称名で届いている郵便物、各種会員証、社員証等）をご持参ください。ただし、交付するパートナーシップ宣誓書受領証、受領証カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Ｑ１６　プライバシーは守られますか。

Ａ　ご希望に応じて個室で対応します。また、提出書類や記載内容等の個人情報は固く守られます。

Ｑ１７　受領証等はいつ交付されますか。

Ａ　宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものをご持参のうえ、受け取りに来てください。（宣誓者どちらか1人でも構いません。）郵送をご希望される場合は簡易書留で送付しますので、切手をご用意ください。

再交付の場合も同様です。

Ｑ１８　受領証等に有効期限はありますか。

Ａ　ありません。当制度は、豊川市として宣誓書を受理した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないので、受領証自体に有効期限はありません。

Ｑ１９　宣誓書は何年間保存されますか。

Ａ　30 年間です。ただし、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届が提出された場合は、提出された日の属する年度の翌年度4月1日から5年間です。

Ｑ２０　受領証等はどこかで利用できるのですか。

Ａ　受領証等は、2人が互いを人生のパートナーとし、対等な立場で相互の協力により継続的に共同生活を行うことを約束し、パートナーシップの宣誓をした事実を証する書類になります。豊川市では、受領証等を提示することで、市営住宅への入居申請、墓園利用権承継許可申請をすることができます。また、民間のサービスにおいて受領証等の提示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。（例：携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等）

Ｑ２１　交付された受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

Ａ　使用できません。2人がパートナー関係であると宣誓した事実を証するものです。

Ｑ２２　パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

Ａ　婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Ｑ２３　市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか。

Ａ　2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等も返還していただくことになりますが、事前にご連絡ください。

どちらか1人が市外に転出した場合や豊川市内での転居（1人又は2人とも）の場合は、新住所の住民票の写し等を提出していただく必要があります。

※豊川市は、豊橋市・蒲郡市・新城市・田原市の4市との連携協定および愛知県内で同様の制度を実施している17自治体との連携協定を結んでいます。
豊川市から県内の市町村へ転出される方は、手続きが簡略化される場合があります。転入先の自治体へお問い合わせください。

Q24　パートナーシップを解消した場合、またパートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要はありますか。

Ａ　パートナーシップ宣誓書受領証等返還届及び亡くなったことがわかる書類を提出していただくとともに、受領証等も返還してください。また、パートナーシップ解消による返還の場合は、双方の意思を確認させていただきます。

参考（豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　パートナーシップ宣誓（第４条―第８条）
第１節　宣誓及び宣誓書等の交付（第４条―第６条）
第２節　締結自治体からの転入の場合の特例（第７条・第８条）
第３節　宣誓書等の再交付及び返還（第９条・第１０条）
第４節　締結自治体への転出の場合の特例（第１１条）
第３章　パートナーシップ宣誓の無効（第１２条）
第４章　雑則（第１３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができるまちの実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである２人の者の関係をいう。

⑵　宣誓　パートナーシップにある２人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うことをいう。

⑶　協定書　パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書（令和４年５月２７日締結）又はパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定書（令和５年１０月１７日締結）をいう。

⑷　締結自治体　協定書に規定する締結自治体（豊川市を除く。）をいう。

⑸　転入対象者　協定書第２条に規定する対象者であって、締結自治体から本市へ転入する者をいう。

（宣誓の要件）

第３条　宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達している者であること。

⑵　共に宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が、豊川市内に住所を有する者又は宣誓の日から３か月以内に豊川市内への転入を予定している者であること。

⑶　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいない者であること。

⑷　共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにない者であること。

⑸　共に宣誓をしようとする者同士が、民法第７３４条から第７３６条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。

第２章　パートナーシップ宣誓

第１節　宣誓及び宣誓書等の交付

（宣誓の方法）

第４条　宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第１号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

２　前項に規定する宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前３か月以内に発

行されたものに限る。）。ただし、豊川市内への転入を予定している者にあっては、その事実が確認できる書類

⑵　戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前３か月以内に発行されたものに限る。）

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

３　宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するとき、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

⑴　個人番号カード（マイナンバーカード）　（表面のみ）

⑵　運転免許証

⑶　旅券（パスポート）

⑷　在留カード

⑸　前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第５条　宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

２　前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第１項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

（受領証等の交付）

第６条　市長は、第４条第１項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第３条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第２号。以下「受領証」という。）を宣誓者に交付するものとする。

２　市長は、宣誓者からの申出がある場合は、受領証のほか、パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第３号。以下「受領証カード」という。）を

交付するものとする。

3　前条第１項の規定により宣誓書に通称名を記載したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

第２節　締結自治体からの転入の場合の特例

（転入対象者による宣誓の継続届）

第７条　転入対象者は、第４条第１項のパートナーシップ宣誓書の記入及び提出に代えて、パートナーシップ継続届（様式第１号の２。以下「継続届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することができる。この場合において同条第２項の規定は、適用しない。

⑴　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日以前３か月以内に発行されたものに限る。）

⑵　転出元の締結自治体から交付された協定書第３条第１項の受領証等（以下「転出元受領証等」という。）

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　前項の規定により継続届を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

⑴　個人番号カード（マイナンバーカード）　（表面のみ）

⑵　運転免許証

⑶　旅券（パスポート）

⑷　在留カード

⑸　前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3　継続届を提出する者は、転出元受領証等に通称名が記載されていなかった場合において、新たに通称名の使用を希望するときは、継続届の提出の際、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を市長に提示しなければならない。

4　市長は、第１項の規定による届出に基づき、第８条第１項の規定によるパ

ートナーシップ宣誓書受領証を交付したときは、申請者の転出元の締結自治体に対し、次に掲げる書類を送付する。

⑴　パートナーシップ宣誓継続届（様式第１号の２）の写し

⑵　転出元の締結自治体から交付された受領証等

５　第１項の規定による届出をする者は、市長が転出元の協定締結自治体に対して前項の規定による書類の送付を行うことに同意するものとする。

（受領証等の交付）

第８条　市長は、前条の規定により継続届を提出した者について、適当と認めるときは、受領証を交付する。この場合において、継続届を提出した者から申出があったときは、受領証カードを併せて交付するものとする。

２　前項の規定により交付する受領証等に記載する宣誓の日付は、転出元受領証等に記載された宣誓の日付とする。

３　市長は、転出元受領証等に通称名が使用されていたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を第１項の規定により交付する受領証等に記載するものとする。

４　市長は、継続届を提出する者から前条第２項の書類の提示があった場合において、通称名の使用が特に必要であると認めるときは、第１項の規定により交付する受領証等に当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を記載するものとする。

第３節　受領証等の再交付及び返還

（受領証等の再交付）

第９条　宣誓者又は継続届を提出した者（以下「宣誓者等」という。）は、受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第４号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。宣誓書に記載した氏名等に変更があった場合も、同様とする。

２　前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

３　第１項の規定による再交付を申請する場合は、毀損又は汚損の場合にあっては受領証等を、氏名等の変更の場合にあっては受領証等及び当該変更の

内容が分かる書類を、再交付申請書に添付しなければならない。

４　市長は、第１項の規定による再交付の申請を受けたときは、第４条第１項の規定により提出された宣誓書又は第７条第１項の規定により提出された継続届が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第１０条　宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条又は第８条の規定により交付を受けた受領証等を市長に返還するとともに、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第５号）を、市長に提出しなければならない。

⑴　宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

⑵　第３条第２号から第４号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

⑶　宣誓者が、パートナーシップ宣誓をした時点において第３条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

⑷　宣誓者の一方が死亡したとき。

第４節　締結自治体への転出の場合の特例

第１１条　本市から締結自治体へ転出し、転出先の締結自治体において協定書第３条第１項の規定による簡易な手続により受領証等の交付を受けた宣誓者等が、本市が交付した受領証等（要綱第６条第１項に規定する受領証等をいう。）を転出先の締結自治体の長を経由して本市に返還したときは、前条の規定による受領証等の返還及びパートナーシップ宣誓書受領証等返還届の提出があったものとみなす。

第３章　パートナーシップ宣誓の無効

（パートナーシップの宣誓の無効）

第１２条　市長は、宣誓者等が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を無効とする。

２　市長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、第６条又は第８条の規定により交付を受けた受領証等の返還を求めるものとする。

第４章　雑則

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１７日から施行する。

各種様式

様式第１号（表）

様式第１号（第４条関係）　　（表面）

パートナーシップ宣誓書

豊川市長　殿

私たちは、豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓します。

年　　月　　日

（宣誓者）	（宣誓者）
フリガナ 氏　名	フリガナ 氏　名
通称名の場合、 戸籍上の氏名	通称名の場合、 戸籍上の氏名
生年月日	生年月日
住　所	住　所

（代筆者）	（代筆者）
氏　名	氏　名
住　所	住　所

注）宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

該当する□に✓をご記入ください。
□パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望する（□２部　□１部） □パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望しない

以下は、豊川市での記入欄です。

氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・ （　　）	電話：
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・ （　　）	電話：

宣誓　第　　号

様式第１号（裏）

パートナーシップの宣誓に関する確認書　　（裏面）

私たちは、豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく、「パートナーシップの宣誓」にあたり、以下の内容を確認した上で、宣誓をします。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（交付されている場合）を豊川市に返還します。

年　　月　　日

（宣誓者）

氏　名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

（宣誓者）

氏　名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

（代筆者）

氏　名

（代筆者）

氏　名

確認事項		回答欄（該当する□に✓をご記入ください。）	
要綱 第２条	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである２人の者の関係にある。	□該当 します	□該当 しません
第３条 第１号	（年齢） 宣誓当日において、成年に達している。	□該当 します	□該当 しません
第３条 第２号	（住所） １　双方が豊川市内に住所を有している。 ２　一方が豊川市内に住所を有している。又は一方が宣誓の日３か月以内に豊川市内へ転入予定である。 ３　双方が宣誓の日から３か月以内に豊川市内に転入予定である。 ※転入予定の場合は以下に記入 転入予定者の氏名 ＿＿＿＿　＿＿＿＿ 転入予定日　年　月　日　年　月　日	□いずれかに該当します	□いずれにも該当しません
第３条 第３号 第４号	（婚姻の有無及び宣誓者以外のパートナーの有無） 双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。	□該当 します	□該当 しません
第３条 第５号	（近親者でないこと） 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。	□該当 します	□該当 しません

様式第１号の２（表）

様式第１号の２（第７条関係）　　（表面）

パートナーシップ宣誓継続届

豊川市長　様

私たちは、豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した自治体（以下「締結自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓制度を利用していたこと及び豊川市でパートナーシップ宣誓制度を継続することを届け出ます。

年　　月　　日

（宣誓者）	（宣誓者）
フリガナ 氏　名	フリガナ 氏　名
通称名の場合、 戸籍上の氏名	通称名の場合、 戸籍上の氏名
生年月日	生年月日
新住所	新住所
前住所	前住所

宣誓日
（転出元締結自治体での宣誓書受領証等が交付された日）　　年　　月　　日

（代筆者）	（代筆者）
氏　名	氏　名
住　所	住　所

注１）要綱第７条第２項各項に掲げる２名分の本人確認書類を提示してください。

様式第１号の２（裏）

（裏面）

確認事項（同意する場合は、□にレ印を付けてください。	
本届出書に基づき、転出元締結自治体へこの届出の内容を通知すること及び本届出書の写し、受領証等の原本を送付することに同意します。また、本市が転出元締結自治体から宣誓時の書類の写しの提供を受けることに同意します。	□

□パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望する（□２部　□１部）
□パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望しない
【通称名を使用する場合】
□パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードに戸籍上の氏名を併記する
□パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードに戸籍上の氏名を併記しない

以下は、豊川市での記入欄です。

氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・（　　）	電話：
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・（　　）	電話：

様式第２号（表）

様式第２号（第６条関係）

宣 誓 第　　号

豊川市パートナーシップ宣誓書受領証

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿年　　月　　日生　　＿＿＿＿年　　月　　日生

宣誓日　　年　　月　　日

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。

年　　月　　日

豊川市長　　印

様式第２号（裏）

１　豊川市パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティである２人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、豊川市長がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。なお、本制度は、婚姻とは違い、法的な効力を有するものではありません。

２　受領証の交付要件

パートナーシップの宣誓の際、以下の要件を満たす２人であることを確認しています。

（１）互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティの２人である。
（２）宣誓当日において、成年に達している。
（３）双方又は一方が豊川市内に住所を有している又は宣誓の日から３か月以内に豊川市内への転入を予定している。
（４）双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。
（５）直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

３　通称名を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　通称名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

戸籍上の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　戸籍上の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　特記事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第３号

様式第３号（第６条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領証カード

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。

＿＿＿＿＿＿＿＿様　＿＿＿＿＿＿＿＿様

（　年　月　日生）　（　年　月　日生）

宣誓日　　年　月　日

宣誓　第　号　　年　月　日

豊川市長　　印

（裏面）

この受領証カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、豊川市がその宣誓書を受領したことを証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、この受領証カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いします。

[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]

＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

[特記事項]＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第４号

様式第４号（第９条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

豊川市長　殿

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第９条第１項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年　　月　　日

１　再交付を申請する理由（該当する□に✓をご記入ください。）
　□紛失　　□毀損　　□汚損
　□氏名等の変更（変更前：　　）
　　（変更後：　　）
２　再交付を希望するもの（該当する□に✓をご記入ください。）
　□パートナーシップ宣誓書受領証（□１部　□２部）
　□パートナーシップ宣誓書受領証カード（□１部　□２部）
３　宣誓番号・宣誓日
　（宣誓　第　　号　宣誓日　　年　　月　　日）

（申請者）	（申請者）
氏　名	氏　名
通称名の場合、戸籍上の氏名	通称名の場合、戸籍上の氏名
生年月日	生年月日
住　所	住　所

（代筆者）	（代筆者）
氏　名	氏　名
住　所	住　所

注）宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

様式第５号

様式第５号（第１０条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

豊川市長　殿

豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第１０条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年　　月　　日

１　返還の理由（該当する□に✓をご記入ください。）

□パートナーシップの解消

□豊川市からの転出

（氏名・転出先住所：　　）

（氏名・転出先住所：　　）

□婚姻又は他の者とのパートナーシップを有することとなった。

□互いが民法第７３４条から第７３６条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にあることが判明した。

□死亡（亡くなった方の氏名：　　）

２　宣誓番号・宣誓日

（宣誓　第　　号　宣誓日　　年　　月　　日）

（申請者）	（申請者）
氏　名	氏　名
通称名の場合、戸籍上の氏名	通称名の場合、戸籍上の氏名
生年月日	生年月日
住　所	住　所
（代筆者）	（代筆者）
氏　名	氏　名
住　所	住　所

注）宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

人権広報大使©いなりん

豊川市パートナーシップ宣誓制度　ガイドブック
令和4(2022)年7月発行
豊川市役所　市民部　人権生活安全課

TEL：0533-89-2149　FAX：0533-89-2125
Eメール: jinken@city.toyokawa.lg.jp
市ホームページ：http://www.city.toyokawa.lg.jp